

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項										
守口支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、支出命令者は、旅費の確定後30日以内に概算払を受けた者に精算を行わせなければならないが、精算が遅延しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 512 1629 688"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 512 596 583">職員</th> <th data-bbox="596 512 845 583">出張先</th> <th data-bbox="845 512 1166 583">出張期間</th> <th data-bbox="1166 512 1341 583">旅費支給額</th> <th data-bbox="1341 512 1629 583">精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 583 596 688">A</td> <td data-bbox="596 583 845 688">東京都</td> <td data-bbox="845 583 1166 688">令和6年6月26日から同月28日まで</td> <td data-bbox="1166 583 1341 688">48,032円</td> <td data-bbox="1341 583 1629 688">令和6年9月2日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	東京都	令和6年6月26日から同月28日まで	48,032円	令和6年9月2日	<p>検出事項について原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><b>【大阪府財務規則】</b>                      (概算払の精算)                      第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> <p><b>【大阪府財務規則の運用】</b>                      第47条関係                      1 概算払いに係る精算は、債務金額の確定の書類に決裁することにより行うものとする。この場合、システムを使用して精算書を作成し、これに添付するものとする。                      なお、債務金額の確定を別途伺い定める場合は、システムによる精算書の作成を省略することができるものとする。</p> </div>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日								
A	東京都	令和6年6月26日から同月28日まで	48,032円	令和6年9月2日								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和7年11月20日）